



マイナンバーも安心！当事務所は電子申請でお手続きしています

◆業務ご案内◆

- ・労務管理・年金等のご相談
- ・給与計算・年末調整
- ・就業規則・諸規程のご相談・作成
- ・人事・賃金制度に関するご提案
- ・労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- ・労災に関するご相談・請求手続き

◆営業時間ご案内◆

- ・月曜日～金曜日（祝日を除く）9時～17時



立春も過ぎ、三寒四温のこの頃ですが、いかがお過ごしでしょうか。今年の節分は、明治30年以来124年ぶりに2月2日だったそうですね。我が家は子どもたちも大きくなったので、豆まきはもう数年やっていません。まいていたころが懐かしいです。

今季は、スキーに何度か行こうと思っています。例年一度行くのが精一杯ですが、やはり行くのが楽しいので、楽しんで出かけて滑ってきたいと思っています。



～パート・アルバイト 時給相場～

職種	平均値	最頻値	調査対象地域
調理員	1,010	964	大阪市内
	956	900	神戸市

【アイデム人と仕事研究所より】
対象期間：2019年3月～2020年2月
データ数：965,877件



★2月のお仕事カレンダー★

2/10	● 2021年1月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
2/16	● 2020年分の所得税、個人住民税、個人事業税の確定申告・納付開始(～3月15日)
3/1	● 1月分健康保険料・厚生年金保険料の納付 ● 2020年12月決算法人の確定申告と納税・2021年6月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで) ● 3月・6月・9月決算法人の消費税の中間申告(決算応当日まで) ● じん肺健康管理実施状況報告の提出 ● 固定資産税(都市計画税)第4期分の納付(市区町村の指定日まで)



★法改正★

～子の看護休暇・介護休暇の時間単位での取得 令和3年1月からスタート～

<改正前>

- 半日単位での取得が可能。
- 1日の所定労働時間が4時間以下の労働者は、半日単位で取得できない。

<改正後>

- 時間単位での取得が可能。
- 全ての労働者が取得できる。

「時間」とは、1時間の整数倍の時間をいい、労働者からの申し出があった場合は、労働者の希望する時間数で取得できるようにしてください。

この改正に対応するためには、就業規則(育児・介護休業規程)の改訂が必要となります。

同一労働同一賃金 中小企業も今年の4月から

働き方改革関連法の一つとして、「同一労働同一賃金」がいよいよこの4月から中小企業にも施行されます。昨年令和2年10月に相次いで最高裁判所で同一労働同一賃金に関する判決が出されました。中小企業においても、今年の4月から適用になりますので、雇用形態ごとの待遇の違いについて検証を行い、それが不合理であれば是正することが求められます。大きくまとめると、

- 今回の法改正の対象になるのは、正社員⇔パートタイマー（短時間労働者）・有期雇用労働者との待遇差。正社員と無期雇用者、あるいは、パートタイマーと有期雇用者との待遇差は、法律の適用外となります。
- 待遇は、賃金（基本給、手当の有無、金額の多少）だけでなく、教育訓練や福利厚生も対象になります。
- 均衡待遇と均等待遇で考えます。均衡待遇とは、職務内容が同じであれば、待遇も同じであるべき。均等待遇とは、職務内容などに差があるなら、その差に応じた待遇差であるべきというものです。
- 待遇に差を付けることがいけないということではなく、差を付けるなら付けるにの合理的な理由・根拠が必要だということです。そして、そのことについて説明を求められた場合には、説明をしなければなりません。
- 待遇差については、職務の内容、責任の程度、残業等の有無、配置変更の範囲（転勤等）、昇進等の有無などが判断要素となります。

ガイドラインや裁判例から、実際の取り扱いの例として、正社員に支給しているなら、パートタイマー等にも同じく支給しないといけないものとして、通勤手当が考えられます。

差があることが認められたものには、住宅手当、賞与などがあります。正社員とパートタイマー等には、職務内容や責任の程度、人材活用の範囲、長期雇用を前提とした人材の確保等を理由として待遇差が認められました。

ただ、これらは個別具体的に事情が考慮されるため、必ずしも全ての会社に当てはまるものではありません。そこが難しいところですので、まずは、自社の正社員とパートタイマー等との職務の内容や責任の程度などを洗い出し、それらを整理するところから始めることが大切だと考えます。

*マイナンバーも安心！
弊所は電子申請でお手続きしています*

いきいきした会社づくりをお手伝いします

羽渕貴久子社会保険労務士事務所
社会保険労務士 羽渕貴久子
〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554
E-MAIL habuchi@sky.memail.jp
URL <http://ikiiki30.com/>

